

非正規雇用者の状況等について

非正規雇用者の就業形態の多様化

- 総務省「労働力調査」によると、非正規雇用に占めるパート・アルバイトの割合が最近低下傾向にあり、派遣社員、契約社員・嘱託などの割合が高まっている。

【 非正規雇用者の雇用形態別分布(男女計) 】

| | 非正規の 職員 ・従業員 | パート・アルバイト | | 労働者派遣 事業所の 派遣社員 | 契約社員 ・嘱託 | その他 | |
|-------|--------------------|-----------|-------|-----------------------|-------------|-------|------|
| | | パート | アルバイト | | | | |
| 平成19年 | 100.0% | 67.2% | 47.5% | 19.7% | 7.7% | 17.2% | 7.9% |
| 平成15年 | 100.0% | 72.4% | 49.7% | 22.7% | 3.3% | 15.7% | 8.6% |
| 平成11年 | 100.0% | 83.6% | 56.0% | 27.6% | — | 16.4% | |
| 平成7年 | 100.0% | 82.4% | 56.2% | 26.2% | — | 17.6% | |
| 平成3年 | 100.0% | 81.8% | 58.2% | 23.6% | — | 18.2% | |

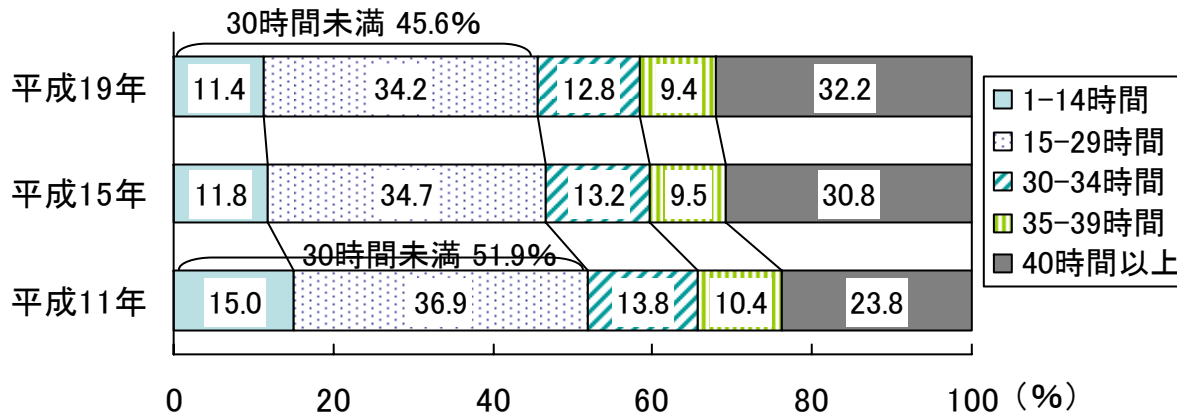
【 非正規雇用者の雇用形態別分布(女性) 】

| | 非正規の 職員 ・従業員 | パート・アルバイト | | 労働者派遣 事業所の 派遣社員 | 契約社員 ・嘱託 | その他 | |
|-------|--------------------|-----------|-------|-----------------------|-------------|-------|------|
| | | パート | アルバイト | | | | |
| 平成19年 | 100.0% | 76.1% | 61.9% | 14.2% | 6.7% | 11.5% | 5.7% |
| 平成15年 | 100.0% | 80.6% | 64.6% | 16.0% | 3.5% | 10.5% | 5.5% |
| 平成11年 | 100.0% | 90.6% | 71.2% | 19.4% | — | 9.4% | |
| 平成7年 | 100.0% | 90.6% | 71.8% | 18.8% | — | 9.4% | |
| 平成3年 | 100.0% | 90.8% | 74.5% | 16.3% | — | 9.2% | |

非正規雇用者の労働時間分布

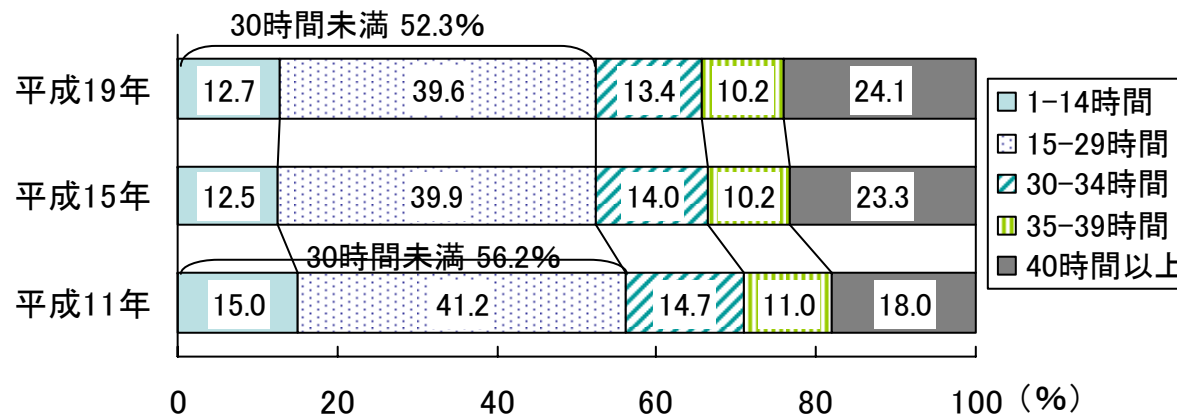
○ 総務省「労働力調査」によって非正規雇用者の労働時間分布をみると、非正規雇用の割合が高まっているなかで、非正規雇用に占めるパート・アルバイトの割合が低下し、それ以外（派遣社員、契約社員、嘱託その他）の割合が高まっていることを反映して、就業時間が週30時間よりも短い非正規雇用者の割合はやや低下傾向にある。

【 非正規雇用者の1週間の就業時間別分布(男女計) 】



| 男女計 | 雇用者に占める非正規雇用の割合 | 非正規雇用に占めるパート・アルバイトの割合 |
|-------|-----------------|-----------------------|
| 平成19年 | 33.3% | 67.2% |
| 平成15年 | 30.2% | 72.4% |
| 平成11年 | 24.9% | 83.6% |

【 非正規雇用者の1週間の就業時間別分布(女性) 】



| 女性 | 雇用者に占める非正規雇用の割合 | 非正規雇用に占めるパート・アルバイトの割合 |
|-------|-----------------|-----------------------|
| 平成19年 | 53.6% | 76.1% |
| 平成15年 | 50.7% | 80.6% |
| 平成11年 | 45.5% | 90.6% |

出典：総務省「労働力調査(詳細結果)」「労働力調査特別調査」。平成15年以降は年平均、平成11年以前は2月調査。

就業形態別にみた厚生年金適用割合

- 厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」によって就業形態別の状況をみると、
- ・ 非正社員であっても、契約社員、嘱託社員、出向社員、派遣労働者では週所定労働時間が30時間以上の割合が高く、厚生年金に適用される割合も高めである。
 - ・ 一方、臨時的雇用者やパートタイム労働者では厚生年金に適用される割合が低くなる様子がみられる。

【 就業形態別にみた週所定労働時間の分布と厚生年金適用割合 】 (平成15年時点)

| 就業形態 | 計 | 週所定労働時間の分布 | | | 厚生年金に適用される労働者の割合 |
|-------------------|--------|------------|----------|--------|------------------|
| | | 30時間未満 | うち20時間未満 | 30時間以上 | |
| | | | | | |
| 正社員 (65.9%) | 100.0% | — | — | 100.0% | 99.3% |
| 非正社員 (34.1%) | 100.0% | 37.0% | 14.3% | 63.0% | 47.1% |
| 契約社員 (2.4%) | 100.0% | 14.0% | 6.8% | 86.0% | 72.2% |
| 嘱託社員 (1.5%) | 100.0% | 9.1% | 3.1% | 90.9% | 84.5% |
| 出向社員 (1.6%) | 100.0% | 0.9% | 0.0% | 99.1% | 89.3% |
| 派遣労働者 (2.1%) | 100.0% | 12.9% | 4.1% | 87.1% | 67.3% |
| 臨時的雇用者 (0.5%) | 100.0% | 42.3% | 18.5% | 57.7% | 22.7% |
| パートタイム労働者 (22.5%) | 100.0% | 49.8% | 18.8% | 50.2% | 34.7% |
| その他 (3.6%) | 100.0% | 13.2% | 7.6% | 86.8% | 65.6% |

(注1) 就業形態の欄の括弧内は労働者全体に対するそれぞれの就業形態の労働者の割合。

(注2) 男女合計のデータである。

出典：厚生労働省「平成15年 就業形態の多様化に関する総合実態調査」の個人調査。

(調査対象は、常用労働者を5人以上雇用する民営事業所から、地域、産業、事業所規模別に層化して無作為に抽出した
 16,232事業所に就業している労働者から無作為に抽出した35,094人(有効回答率 71.0%))

労働力需給の推計における経済成長率の前提の違いによる影響

- 労働力需給の推計においては、経済成長率が前提の1つとして使用されている。
平成19年の推計では、人口1人あたり年2%の経済成長と仮定している。

- 経済成長率の仮定が変化した場合、労働力需給推計へ与える影響について、平成17年推計の結果によると、人口1人あたり年1～1.5%の経済成長と仮定した場合、
 - ・労働力人口に与える影響はごくわずか(0.1～0.2%程度の減少)。
 - ・就業者数に与える影響は、労働力人口の場合よりも大きいが0.7～1.5%程度の減少である。

【 労働力需給の推計(平成17年)における経済成長率の前提と結果 】

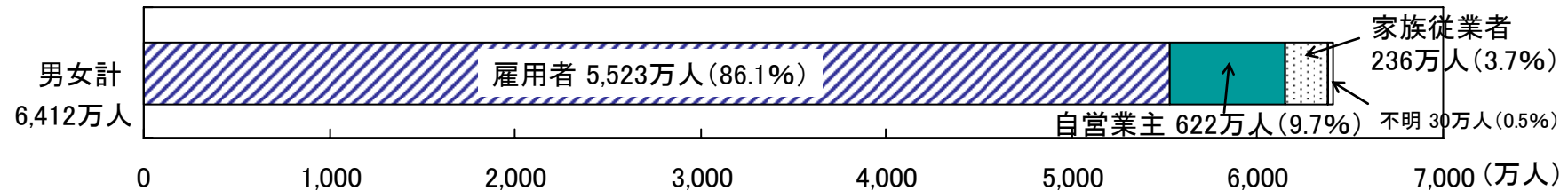
| 経済成長率の仮定 | 2030年の労働力人口 | | 2030年の就業者数 | |
|------------------------------|-------------|---------|------------|---------|
| | (万人) | ①に対する比率 | (万人) | ①に対する比率 |
| ①人口1人あたり年2%成長 (暫定試算基本ケース) | 6,109万人 | — | 5,860万人 | — |
| 人口1人あたり年1.5%成長 | 6,104万人 | 99.92% | 5,820万人 | 99.32% |
| 人口1人あたり年1%成長 | 6,097万人 | 99.80% | 5,773万人 | 98.52% |

(注)いずれも「労働市場への参加が進むケース」である。

就業者に占める雇用の割合(1)

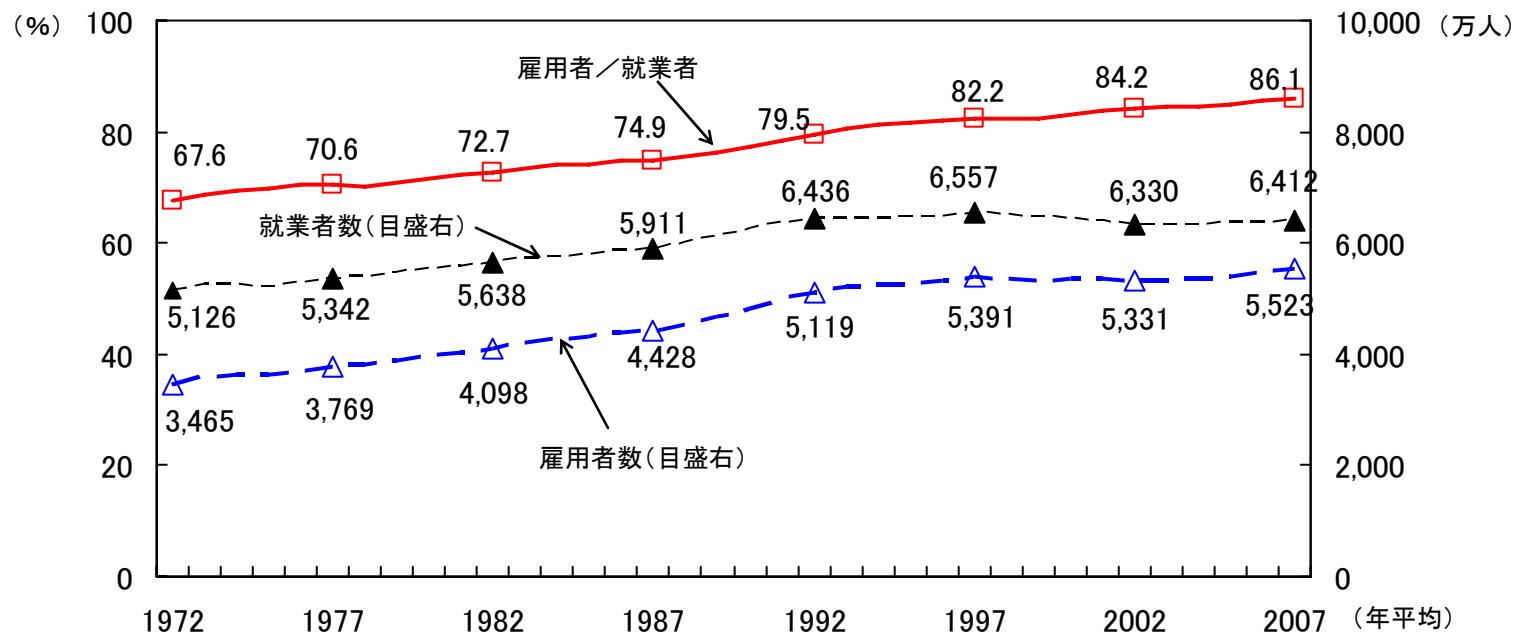
- 現在(平成19年平均)の就業者の内訳をみると、雇員が86%程度、自営業主が10%程度、家族従業者が4%程度となっている。

【 平成19年平均における就業者の内訳 】



- 長期的にみると、就業者、雇員とも増加傾向にあるが、産業構造の変化に伴い就業者に占める雇員の割合は上昇傾向にある。

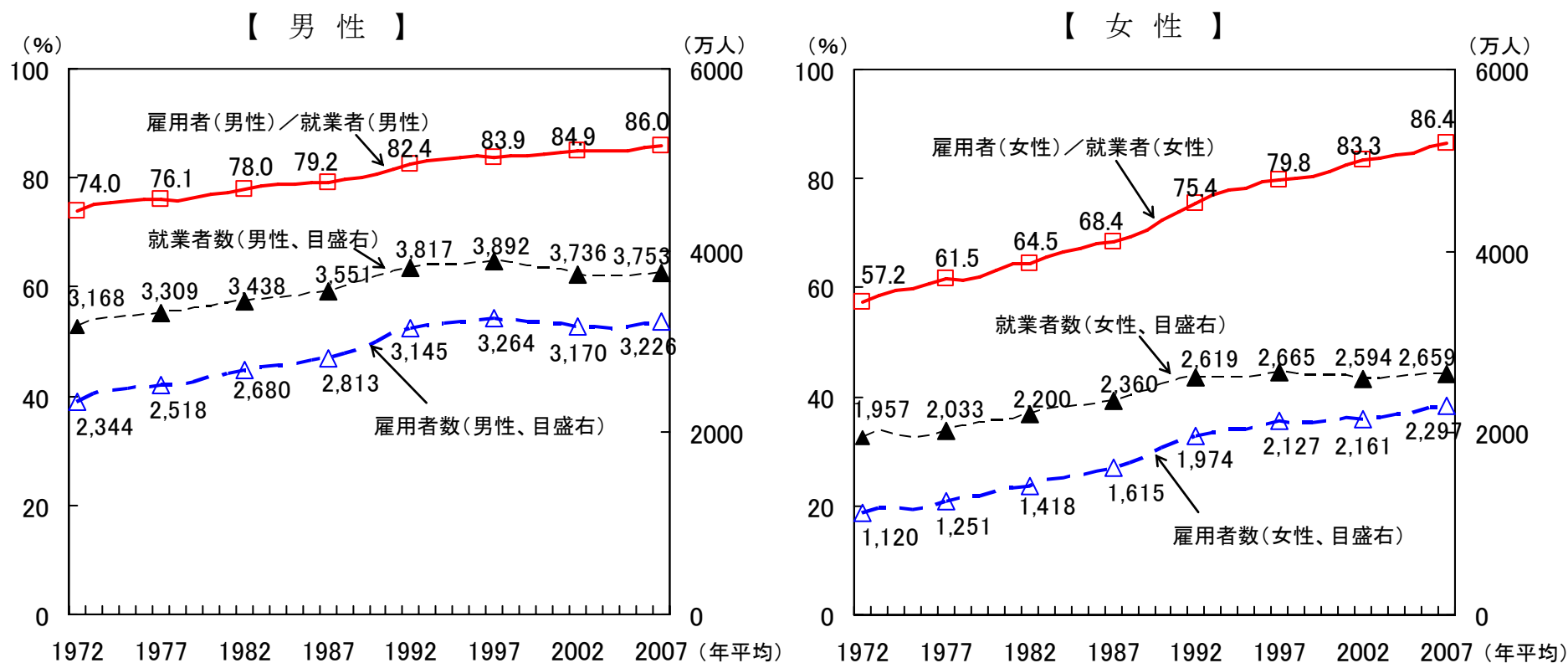
【 就業者に占める雇員の割合の推移(男女計) 】



出典:総務省「労働力調査」。

就業者に占める雇用の割合(2)(男女別)

- 就業者に占める雇用の割合を男女別にみると、
- ・ 男性は、就業者数、雇員数ともに1997年頃をピークに頭打ち傾向があるなか、就業者に占める雇員の割合は現在でも緩やかな上昇傾向にある。
 - ・ 女性は、就業者数に頭打ち傾向がみられるが、雇員数は上昇傾向が続き、就業者に占める雇員の割合は現在でも上昇傾向にある。
 - ・ ただし、就業者に占める雇員の割合が男女とも足下で86%の水準まで高まっており、今後、いずれかの時点で頭打ち傾向に転ずるものと考えられる。

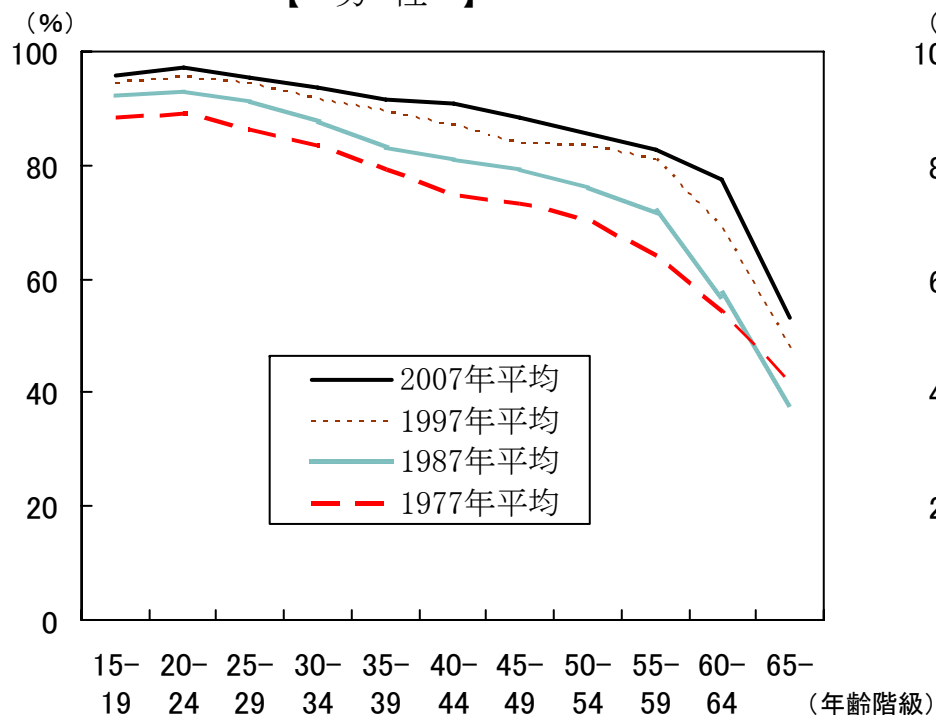


出典：総務省「労働力調査」。

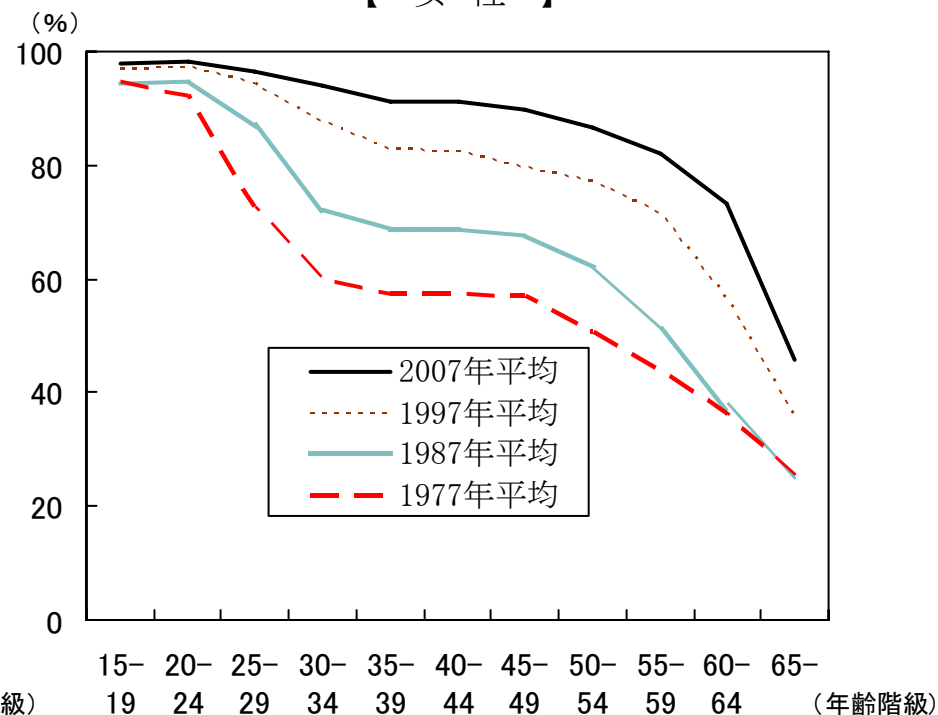
就業者に占める雇用者の割合(3)(年齢階級別)

- 就業者に占める雇用者の割合を男女別、年齢階級別にみると、
- ・ 男性は、年齢が高くなると割合が低下する傾向にあるものの、長期的に時系列で見れば、一様に上昇している様子がみられる。
 - ・ 女性は、20歳代前半までの若年層での割合は30年前から既に高水準。20歳代後半から60歳代にかけて、どの階級でも顕著な上昇傾向がみられる。
 - ・ 今後、就業者に占める雇用者の割合がどのように推移するかについては、高齢層を中心にどの程度まで上昇するか、どの程度で頭打ちとなるかを見極める必要がある。

【 男性 】



【 女性 】

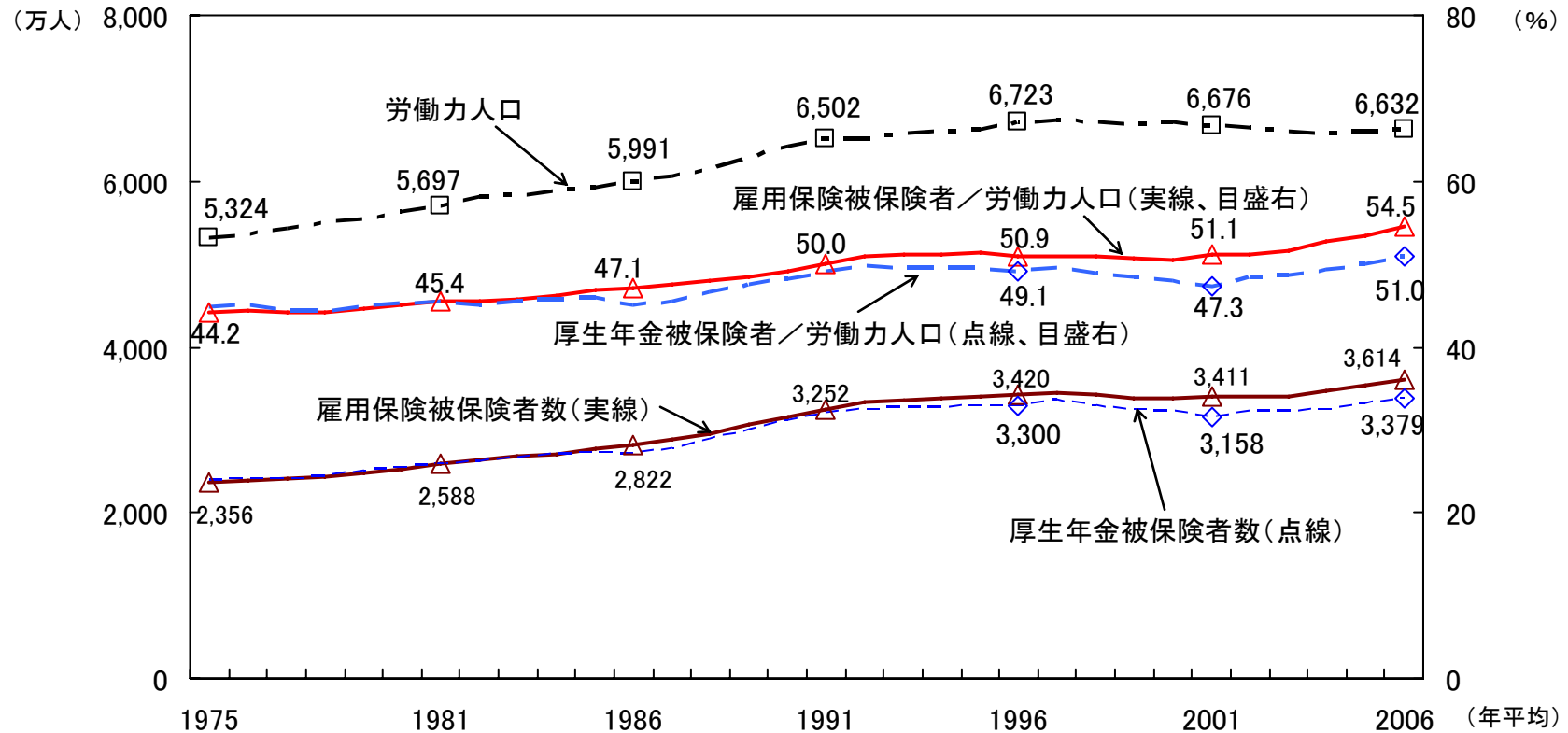


雇用保険の被保険者数との対比(1)

- 雇用保険の被保険者の推移をみると、厚生年金の被保険者と同様に増加しており、労働力人口に占める割合も高まっている。
2000年の前後より厚生年金の被保険者数と雇用保険の被保険者数とで差が見られるようになり、直近では雇用保険の被保険者が厚生年金よりも1割弱多くなっている。

(注)雇用保険では2001年4月に、登録型派遣労働者やパートタイム労働者についての適用基準に関して、年収90万円以上の要件を撤廃するなど緩和されており、適用拡大が図られている。

【 雇用保険の被保険者数、労働力人口に占める比率(男女計) 】



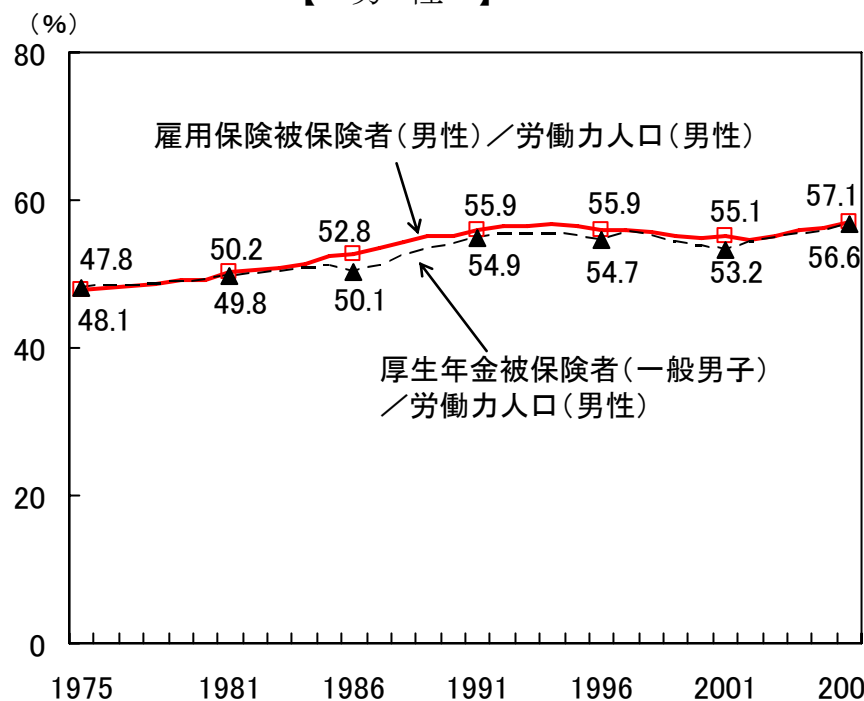
(注)雇用保険被保険者数、労働力人口は年平均の数値。厚生年金被保険者数は年度末の数値である。
出典:厚生労働省「雇用保険事業年報」、社会保険庁「事業年報」、総務省「労働力調査」。

雇用保険の被保険者数との対比(2)(男女別)

○ 労働力人口に占める被保険者の割合を男女別にみると、

- ・ 男性は、雇用保険、厚生年金ともに、長期的には緩やかな上昇傾向にある。雇用保険／労働力人口の割合は、厚生年金／労働力人口の割合よりも若干高めになっている。
- ・ 女性は、1990年代前半までは、雇用保険、厚生年金ともに同様な動きとなっていた。1990年代後半以降、厚生年金／労働力人口の割合はほぼ横ばいで推移している一方、雇用保険／労働力人口の割合が高まっている様子がみられる。

【 男性 】



【 女性 】

